

第一 子ども・子育て支援の意義(抜粋)

- 「子どもの最善の利益」が表現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提として、環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)

- 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- 第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)
 - 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
 - 四 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 五 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
 - 六 その他
- 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

子ども・子育て支援法(抜粋) 第2条(基本理念)

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。
- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について現在の利用状況+利用希望を踏まえて計画を作成。
- 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

1 教育・保育提供区域の設定

- 市町村は、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
- 待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
- 量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その算出根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。
- 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の別に設定。
- 市町村は、計画期間について「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。
- 「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※イメージ	1年目			2年目			3年目			
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	
①量の見込み(必要利用定員数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

○認定区分ごとに設定

- 1号:3-5歳 幼児期の学校教育のみ
- 2号:3-5歳 保育の必要性あり
- 3号:0-2歳 保育の必要性あり

○5年を一期として作成

3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
- 当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえ設定。
- 放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。
- 地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0-2歳に係る取組と3-5歳に係る取組の連携

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - 市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
 - 0歳児の子どもの保護者が、保育所等へ入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要ある旨を記載。
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - 市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。